


No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。			市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態	
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する（目標参加者数200人）。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する（目標参加者数800人）。 ③基幹相談支援センターの啓発活動を通じて民間事業者に対する研修会を開催する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	53,900円	内容	当事者講師団講師料53,900円
	①当事者講師団等による啓発活動 ・市職員研修 5回（臨時・非常勤、新採用）、参加者 121人 ・福寿園職員（出前トーク）への研修 参加者12名 ・令和元年11月10日（土）福祉まつりにてワークショップ開催（絵手紙教室：原野彰子氏、革細工教室：井上勝則氏） 参加者約70人 ②市民活動団体と別府市社会福祉協議会との協働による啓発活動 → 幼稚園・小中学校対象に実施。12校、延べ約1,427人 ・1幼稚園（明星幼稚園）、9小学校（亀川小、石垣小（2回）、境川小、南立石小、上人小、大平山小、春木川小、山の手小）、1中学校（中部中）にて、障がい当事者等が講師となり訪問ワークショップを実施した。 ③民間事業者に対する働きかけ → 亀の井バス乗務員への研修4回 参加者44人			
内部評価	困難度	民間事業者に向けた研修は、受入団体の開拓が困難であった。		
	達成度	全て目標を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	困難な事情がありつつも、計画を達成しているため。
今後の取組	①講師団等による啓発活動については、自治会、民生委員、未実施の市職員等を対象に実施する。 ②民間事業者への働きかけについては、引き続き実施する。 ③幼稚園児・小中学生に対する啓発活動は民間団体、別府市社会福祉協議会と連携し実施する。			

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	学校訪問ワークショップは、民間団体と社協が連携し訪問できる学校の受け入れ先も増えてきており活動の幅が広がってきている。民間事業者に対する普及啓発活動が少し手薄なような気がします。特に、民間事業者等に対する普及啓発は長期的な視点（計画）に基づいて地道な活動が必要である。市民に対しての啓発活動は行なえている				
助言等	民間事業者に対する啓発活動に期待。商業関係への啓発が進んでいない。商工会議所の反応が悪い。学校への継続した活動の実施が必要。啓発活動や研修等でアンケートをとりどこまで理解しているか確認が出来たら良いのではないかと。				

## 評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	民間事業者に対する研修が実施できるよう、積極的な働きかけを行っていく。	

プラン変更 の要否	要	
修正前	基幹相談支援センターの啓発活動を通じて民間事業者等に対する研修会を開催する。	
修正後	新採用職員や民間団体・事業者等に対する研修会を開催する。	

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解できるよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成28年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。		市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態		
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	53,900円	内容	当事者講師団講師料53,900円
	以下のとおり、職員研修を実施した。 ・非常勤職員研修 4回、参加者 109人 ・新採用職員研修 1回、参加者 12人			
内部評価	困難度			
	達成度	新採用職員、非常勤職員、また昨年度までの研修に公務の都合等で出席できなかった職員も対象に研修を実施したため、計画を達成している。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成しているため。
今後の取組	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。			

## 外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	管理職、新採用職員を問わず、全職員が研修参加できるよう実施している。新採用職員、非常勤職員等への研修が毎年開催されている。計画的に実施され、初期の目的を達成していると思われる。				
助言等	多様な障がい特性を考慮し、座学だけでなく、体験の内容を充実させた研修ができるよう理解を深めることができる。				

## 評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	体験メニューの内容拡張を検討したい。	

プラン変更 の要否	要	
修正前	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。	
修正後	新採用職員を対象として研修を実施する。	

No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態		各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態		
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	
	①県立支援学校との交流(居住地交流も含む) 5校 ②関係機関との連携 ・学校訪問ワークショップ事業による交流活動 2校 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 1校 ・障がい者スポーツ体験会 4校 ・事業所等での活動 2校 ③地域の方々との交流 16校 ・老人会、小さい友だち留学生 ⑤教職員研修 ・校内研修 22校 主な資料・内容:色覚異常、LGBT、ハンセン病について等 ・外部講師を招いての研修			
内部評価	困難度	県立学校との交流は、校区に特別支援学校や支援学校生徒がいない場合は困難である。		
	達成度	児童生徒が障がいを身近なものと感じ、理解を深めるため、関係機関と連携した取組が充実してきた。教職員研修では、発達障がいに対する理解が深まり、児童生徒への支援や対応について多くの知識を得ることができた。昨年度同様に実施できている。(30件→30件)		
	総合	A	内部評価のポイント	各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいるため。
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、交流や体験活動を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、教職員研修の一層の充実を図る。			


外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	・計画に基づき、実施はできている。・実施された内容が、昨年度とほぼ同様の内容で、新たな取り組みがあればさらに良い。※県立学校との交流6⇒5、※学校訪問ワークショップ事業8⇒2、※事業所等での活動3⇒2など、数値の下がった実施内容が見受けられる。・交流や体験活動や研修を通して理解を深める教育が進んでいるため。 ・目標に対しての効果がでてこない。・困難度の考え方がどうなのか。・取組が充実したとあるが、その内容がわからない。・昨年度の助言に対して効果がわからない。・困難度の考え方がどうなのか。・取組が充実したとあるが、その内容がわからない。				
助言等	・回数が昨年度と同じ回数であるが、学校によるばらつきはないのか。全ての学校にまんべんなく実施できているのかが不明。目標では、児童・生徒が障害を身近な者と感じ、知識や理解を有する、としているが、実施内容は教職員への研修が過半数を占めている。目標設定の変更など必要では?No23の目標に該当するのではないか。・小学校の低学年など、発達年齢が低い段階で、障がいのある方々との交流及び共同学習を実施したり、福祉関係のイベント等に学校側が、参加できると良いと考えます。・今後も、交流や体験活動や研修を通して障がいへの理解を深め、共生社会の基礎となる部分の育成に期待しています。・取組みに対して認知度が低いのでは。・機会がある学校とない学校があるのでは。・年度計画に掲げられている教育実施の徹底、家庭での課題としてレポートを作成し発表の機会を作る。・学校名が見えない(ダブリがあるのでは)・機会がある学校とない学校があるのでは。・親世代の広がりが欲しい。				

## 評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的 な対応	○現在の取り組みの充実を図る。 ・障がいの児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進する。 ・各学校において、道徳等において障がいに対する理解を図る学習を教育課程に位置づけ、学習指導の充実を図る。	

プラン変更 の要否	否	
修正前	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。	
修正後		

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮（自立生活支援及び情報提供）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態		 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。				

## 実施結果及び自己評価

		経費（概ね）	内容	
内部評価	実施した内容	①地域生活支援部会による、障害福祉施設従事者等の資質向上を目的とした施設訪問型研修（内容：ともに生きる条例、虐待防止）を計11回実施。 ②窓口で配布する「障がい福祉ガイドブック」について、他課や民間事業者が提供するサービス等を掲載することで内容の拡張に努めた。また、令和2年度版の掲載内容をさらに充実させ、ホームページの内容も更新予定。 ③障害者週間（令和元年12月3日～12月9日）に、別府市役所1階にて、これまでの親亡き後等の問題に関する検討結果や印刷等の展示を行った。 ④令和元年12月7日（土）別府市役所レセプションホールにて、当事者部会、地域生活支援部会主催による「親亡き後フォーラム」を開催（来場者数：約100名）。		
	困難度			
	達成度	①地域生活支援拠点等の機能強化に繋がった。また、②ガイドブックの内容拡張により、障がいのある人にとって必要と成り得る情報が容易に取得できるようになったことで計画は達成されたものとする。③2つのイベントを通じて、限られた人だけでなく、より多くの市民に親亡き後等に関する現状及び現在の別府市の社会資源を知っていただくことが出来た。		
	総合	<b>A</b>	内部評価のポイント	計画を達成することができたため。
今後の取組	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的な取組策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。			

## 外部評価


評価	<b>B</b>	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	『障がい福祉ガイドブック』の配布状況等の配布状況、活用状況が見えない。支援に繋がった実績が見えずらい。現状で自立支援に向けての支援体制が十分とはいえないとの事で、この1年で計画によって支援体制が整ったのか？疑問である。自立支援協議会の各部会や分科会で地域課題の解決に向けた議論や取り組みが行われている。		
助言等	ガイドブックを市報に挟むなど配布方法の工夫をする。周知のための啓発活動をしてはどうか。地域生活支援の拠点の整備に対して具体的に課題を解決していく事が大切。		

## 評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	「障がい福祉ガイドブック」について、効果的な周知方法を検討したい。	

プラン変更 の要否	否	
修正前	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。	
修正後		



No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮（相談支援体制の整備）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項		市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。			相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態	
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。				


実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター	
	①地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内各特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催。 ②令和元年7月19日青山・東山包括圏域連絡会への参加。 ③令和元年11月18日、26日、亀の井バス乗務員を対象とした障がい理解促進を目的とした研修を計4回（延べ44人）開催。				
内部評価	困難度				
	達成度	計画に沿った取組を実施できた。			
	総合	A	内部評価のポイント	基幹相談支援センターの機能を広く周知することが出来た。	
今後の取組	基幹相談支援センターの役割の周知				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	基幹相談支援センターの機能の役割についての周知で実施した内容①は妥当ではない感あり。 基幹相談支援センターのコーディネーターによる相談体制が整った。一般市民や各連携機関への周知や連携構築ができています。 各種相談窓口を有機的につないで、また、多職種も巻き込んで包括的な相談体制をつくることは大変難しい課題である。				
助言等	相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所への周知が必要。一般の方や連携が考えられる関係機関への周知が足りていない。各連携機関へ連携を見える化にするとかわりやすいのでは。それぞれの相談窓口も頑張りますが、引き続き、行政がリーダーシップを発揮して仕組みをしっかりと作っていただくよう要望します。昨年度は1包括のみに、基幹相談支援センター設置の報告及び、その役割等に行き、周知を行なっているが、前年度に行った包括等には2回目や3回目の継続的な周知も必要ではないでしょうか？				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的な 対応	基幹相談支援センターの周知に努めたい。

プラン変更 の要否	否
修正前	市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮（専門知識・職業倫理の向上）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。			職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態	
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援部会による、障害福祉施設従事者等の資質向上を目的とした施設訪問型研修（内容：ともに生きる条例、虐待防止）を計11回実施した。</li> <li>・地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催した。</li> <li>・実務担当者会議の分科会にて、相談支援事業所の職員や地域包括支援センターの一部の職員と介護保険に関する研修会を行った。また、相談支援事業所の職員を対象とした地域移行・定着支援の研修会を行った。</li> </ul>				
内部評価	困難度				
	達成度	それぞれの組織で職員の能力を向上させるための取り組みができた。			
	総合	A	内部評価のポイント	各種研修会等により、障がい福祉に携わる職員の能力向上につながった。	
今後の取組	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。				

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	市職員にむけた働きかけが見えない。特定相談支援事業所連絡会での相談支援専門員の研修や地域生活支援部会等による3つの事柄研修、B型事業所連絡会や子ども支援連絡会の立ち上げ、部会や分科会による様々な取り組みを通じ、福祉関係職員のスキルアップ向上を目的とした活動が進んでいる。専門的な部分の研修の実施と評価ができています。計画に対して実施した内容で、障害福祉に携わる職員の能力向上について、研修を受けた評価基準が分からない。				
助言等	実情把握とスキル向上にむけてbe湯ミーティング参加をしてはどうか。現状資源（分科会、部会）を活用する。介護保険等について理解する為、引き続き研修を行なう事。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な 対応	市内の障害福祉サービス従事者を対象に、①ともに生きる条例②障害者虐待防止法③自立支援協議会④基幹相談支援センターに係る研修会を実施する。

プラン変更 の要否	否
修正前	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮（情報機器活用、情報提供）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に答えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態		ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	日常生活用具についての現在出ている要望と平成28年度のニーズ調査を含めて総合的に検討し、順次回答をしていく。また、ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係)についてIPトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	①情報機器活用について、市内一円に設置されている「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所について一覧表にし、市役所障害福祉課窓口を設置し、市内相談支援事業所に配布した。 ②市報(ホームページ)の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策については、どのような形式で掲載するのがわかりやすく、使いやすいのかを当事者に都度、聞き取りを行い、現在も情報推進課と協議中である。	
	内部評価	困難度	ホームページの変更等、情報推進課との調整協議が必要なため、困難。		
達成度		「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所の一覧表を配布までできたが、ホームページの見直し等、他課との協議が必要な物について、達成が出来ていない状況。			
総合		<b>B</b>	内部評価のポイント	懸案事項であったものの1つは達成できたため。	
今後の取組	ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係)についてIPトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。				

外部評価					
評価	<b>B</b>	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	・視覚障がい者のためのHP音声読み上げやIPトーク等のシステム導入には、予算もかかると思うが、達成できれば、より先進的な市のホームページとなると思う。・生活する上で困難な部分を支援する取り組みとして今後も期待している。・「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所の一覧表の配布で止まっており、市民への周知までは到達できていないと思われる。また、ホームページの見直し等の課題が残ったままであるため。・前回の計画から進捗が見えてこない。・当事者とはどの範囲(人数・年代等)の声を聞いているかその具体例もあると良い。・当事者の声を聞いているがその具体例があると良い。				
助言等	・せつかくの取り組みですので、より多くの市民の方に、できるだけ早く(タイムリーに)情報が届きますよう今後も、対応をお願いします。・国立大学法人筑波技術大学のHPなど白黒反転や文字サイズ変更を閲覧者ができるようになっているので、同じような視覚支援や聴覚支援ができればよいと思います。・市民の目や耳に届くような取り組みが必要と思われます。・他の取り組みにも揚がっておりましたが、道徳の授業等で障がいに対する理解を深める教育を実施する。 ・歩行時間延長信号機の情報を、障害福祉課のホームページに掲載する。・当事者への聞き取りの内容を詳細に出した方がよい。(何人から聞いたのか、内容の具体例等)				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な 対応	ホームページ情報についての現実可能性を協議する。

プラン変更 の要否	要
修正前	日常生活用具についての現在出ている要望と平成28年度のニーズ調査を含めて総合的に検討し、順次回答をしていく。また、ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係)についてIPトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。
修正後	日常生活用具についての的確なニーズを把握し、適正な給付対象用具の選別を行う。 めざましい発展を遂げる情報通信機器を生活支援にどのように活用できるかを検討する。

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮（社会資源の充実）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。			重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態	
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター
	①別府市障害者自立支援協議会の各部会において、「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策の協議を重ねた。 ②平成30年度に設置した基幹相談支援センター（4法人）のコーディネーター計4名が、大分県主催、「親亡き後相談員」養成研修を受講。 ③大分県主催「医療的ケア児コーディネーター研修」が開催され、相談支援専門員4名が受講したことで、医療的ケアが必要な重度障がいのある方が安心して地域で生活を送るために必要な専門的知識習得に努めた。 ④地域課題抽出、相談支援専門員の資質向上、各事業所の困り等を解決することを目的に、市内各指定特定相談支援事業所を4基幹相談支援センターコーディネーターが訪問するbe湯ミーティングを開催。 ⑤多機関協働の包括的支援体制構築を目的とした、大分県が主催する「我が事・丸ごと地域共生社会推進人材養成研修会」に基幹相談支援センターコーディネーター1名が受講。			
内部評価	困難度			
	達成度	地域生活支援拠点等の整備で求められている「専門的人材の確保・養成」について、②～⑤を行ったことで、相談支援専門員の資質向上が図られ、人的な社会資源が充実された。		
	総合	A	内部評価のポイント	
今後の取組	社会資源の周知			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	人的な社会資源は充足されたと思うが、支援制度が満たされる結果には至っていないのではないかと。相談体制は充実してきている。重度障がいのある人向けの社会資源の充実は出来ていない。計画の中に社会資源の充実とあるが、実施された内容は人材育成の為の内容となっており、社会資源は？				
助言等	人的な資源だけでなく、現状不足しているサービス（訪問入浴事業など）の充足するための手立てが必要。様々な社会資源の充実と利用者の定着を図る。社会資源としても人材確保の困難さが難しい。社会資源についての研修を行なったらどうか。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的な 対応	<p>更なる社会資源充実に向け、別府市障害者自立支援協議会等を活用し検討したい。</p>	

プラン変更 の要否	否	
修正前	<p>「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。</p>	
修正後		



No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮（道路整備）	担当課等	都市整備課・道路河川課
条文	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態		障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態（歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない）が解消された状態		
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	(都市整備課) 歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものとする。 (道路河川課) 障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	(都市整備課)	経費(概ね)	¥154,294,680	内容	5路線の整備に要した経費
	鉄道南北1号線外4路線において、道路拡幅、歩道の段差解消及び点字ブロックの設置等を行った。				
内部評価	(道路河川課)	経費(概ね)	¥108,113,200	内容	今年度の維持修繕工事のうち、道路の凹凸等を補修及び段差解消に係る全工事費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平板ブロックによるガタツキの修繕及びアスファルト舗装化。</li> <li>・段差のある道路のフラット化。</li> <li>・側溝蓋の舗装によるフラット化（段差解消）。</li> </ul> ※整備延長 延べ L=4488.9m				
内部評価	困難度	(都市整備課) 施工箇所の利用者が多く、施工期間中は利用者の安全確保等を行うのに苦慮した。		(道路河川課) 車の乗り入れ箇所など、沿線の利用者に不便をかけないように調整しながら施工するのに苦慮した。	
	達成度	利用の妨げとなる状態から、すべての利用者が利用しやすいようにした。また、点字ブロックの設置により、視覚障がい者の方にも配慮した構造となった。		道路のガタツキ、段差の解消により、利用者が安全に通行できるようになった。また、道路を改修したことにより、以前は車イスの通行ができなかった箇所が、通行できるようになった。	
	総合	A	内部評価のポイント	都市整備課 A 道路河川課 A	限られている予算内で、利用の妨げとなっている状態を解消する事ができ、利用者の方が通行しやすい道路環境が整備された。 道路の構造自体を改善することで、新たな利用者も含め、安全に通行できるように整備できた。
今後の取組	(都市整備課) 道路整備工事においては、引続き事業の必要性及び事業効果等の検証を行いながら、道路環境の整備を進めていく。 (道路河川課) 障がいのある人からの意見を参考に、障害のある人の目線に立ち、より安全に利用しやすい道路環境となるように修繕していく。				

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の道路整備を助めていただき、嬉しく思います。・車いすを押しながら市内を移動することを考えたり、電動車いすの方の移動を考えたりすると、気になる段差が見受けられる。・市民が生活する上で生きづらいと感じている部分の一つである環境整備は重要と考えます。また、利用者に配慮した道路環境整備を順調に進めているので評価しました。・工事後について実際に障がい当事者がどのように関わったか、どう利用しやすくなったか意見が聞きたい。・別府支援学校等の学校関連、公共施設周辺の道路改良まで行き届いていないのでは。・工事について毎年改善してもらっている。・昨年の助言にある当事者の意見についてどうなったのか。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備については、障害を持つ方に限らず、高齢者や妊産婦、小さな子どもさんを連れている方やベビーカー利用の方など、幅広く市民の方に利用しやすくなると思われます。幅広い声に耳を傾けて頂けると更によいものができるのではないかと思います。・「障がいのある人から寄せられてきた意見を基に」とは、どういった方法で集めた意見なのか、市民の声に偏りは無いか不透明である。「障害のある人の目線に立ち」とは、どういった工夫をして目線に立てたのか、そこに自己満足はなかったのか確認が必要。・拡幅工事ができないところ等はできない理由、市民への理解を得る。・当事者の検証はどのように行ったのか。・市が取り入れているFixMyStreetの広報・活用。・当事者部会の活用。・工事内容は具体的だが、障がい者からの意見はどんなものであったのかわからない。・当事者の検討はどうなったのか。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的 な対応	<p>(都市整備課) 工事設計を着手する時期に併せ、障がい当事者へ事業概要説明を行い意見聴取することで、工事に反映できるように努めていく。</p> <p>(道路河川課) 現在まで工事後に当事者の方に意見を伺う場を設けておりませんでしたので、今後はそのような場を設けて意見を伺い、事業の参考にしていきたい。また、学校関連や公共施設関連周辺の道路の維持修繕工事については、評価いただいたとおり行き届いていないのが現状である。他エリアの道路状況も踏まえ、整備効果を高められるよう、随時計画を見直しながら取り組んでいきたい。</p>	

プラン変更 の要否	要	
修正前	<p>(都市整備課) 歩道の幾何構造（幅員・横断勾配・舗装構成など）については障がいのある人に考慮したものとする。また、障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障害のある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。</p> <p>(道路河川課) 障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。</p>	
修正後	<p>(都市整備課) 道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準（幅員・横断勾配・舗装構成など）に基づきながら、障がい当事者からいただいた意見などにも配慮するように努め、また整備後においては、完成写真などにより報告する機会を設けていくこととする。</p> <p>(道路河川課) 障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう補修工事などを行う。</p>	

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮（住宅確保）	担当課等	建築指導課・障害福祉課
条文	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態		ニーズを満たすだけの住戸がある状態		
中長期方針	市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。 民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。				
年度計画	(建築指導課)平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。 (障害福祉課)				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(建築指導課)	経費(概ね)	514,164,000円	内容	基本・実施設計、解体工事、開発工事、入居者移転支援業務
	亀川地区市営住宅集約建替事業の受注者である別府湯けむり住宅が基本・実施設計を作成するにあたり、別府市関係課及び関係団体と住戸内のバリアフリー化について協議した。実施設計が完成し、車いす対応住戸24戸の整備が確定した。また、関係団体から要望のあった、車いす対応住戸以外の住戸についても、玄関の段差やEVの設置、共用部分の手摺設置などバリアフリーに配慮する設計とした。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	あんしん住宅情報提供システムを周知				
内部評価	困難度	(建築指導課) 築年数の古い既存住宅の規格・基準では、車いす対応住宅への対応は大規模な改修が必要であり、予算等の問題から現実的には難しい。亀川住宅の建替については、関係団体との協議を踏まえ、バリアフリー化に努めている。(団体からの要望すべてには予算の関係上、対応出来ていない)			(障害福祉課) 住宅確保に関しては、そのほとんどが事業者との契約になるため、その状況がつかめない。
	達成度	建替事業により、車いす対応住戸の整備については目標を達成する見込みであり、その他住戸のバリアフリー化についても、関係団体との協議内容を反映するように努めている。			民間事業者からの住宅改造に関する相談自体がないため、効率的な周知方法がない状態。
	総合	A	内部評価のポイント	建築指導課 A 障害福祉課 A	車いす対応住戸の供給目標は達成する見込みとなった。その他住戸についてもバリアフリー化に努めている。 指標がないため評価自体が困難
今後の取組	(建築指導課) 令和3年度(2021年度)供用開始に向けて、事業を進めていく。 (障害福祉課) 情報の周知方法の構築を図る。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	・車いす対応の住戸について相当数の増加見込みができており、評価できる。 ・あんしん住宅情報提供システムについては周知ができていないのか疑問。 ・住宅設計にあたり、様々な団体と協議し進めた点も評価できる。				
助言等	・市内の車椅子ユーザーの人数は今後も増加が考えられ、高齢者の増加も同様であるため、今後は全戸ユニバーサルデザインの住居を期待したい。 ・障がいを持たれた方は車椅子とは限らないため、防音や色覚へのアプローチも検討してはどうか。 ・市のホームページへのリンク掲載や障がい福祉のしおりへの掲載など情報を必要とする方への配慮をすべきではないか。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な対応	<p>(建築指導課) 高齢化社会によりユニバーサルデザインに適合した住戸の増加が見込まれることから、別府市公営住宅等長寿命化計画(供給目標40戸)の見直しから進める。また防音や色覚については、入居時に個別対応するなどできるかぎりの配慮を検討する。</p> <p>(障害福祉課) 情報の発信及び窓口の紹介が重要であるため、指標等の設定不可</p>

プラン変更 の要否	否
修正前	<p>(建築指導課)平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。</p> <p>(障害福祉課) 居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の情報周知に努める。</p>
修正後	



評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的 な対応	各種制度に関して、効果的な周知方法を検討したい。

プラン変更 の要否	否
修正前	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。
修正後	



評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	アンケート用紙の設置等、広く意見を募る方策を検討したい。	

プラン変更 の要否	否	
修正前	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。	
修正後		



No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮（公共交通機関の利用の円滑化）	担当課等	総合政策課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。		バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態		
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者のバリアフリー対応車両の保有台数及び導入計画等を調査するとともに、国庫補助事業メニューを周知し、より良い輸送サービスを実現する。				

実施結果及び自己評価			
実施した内容	経費（概ね）	0円	内容
<p>○昨年度に引き続き、交通事業者に向けた研修実施の依頼を行ない、令和元年11月18日、26日に亀の井バス株式会社乗務員計44名を対象とした基幹相談支援センターによる研修を実施した。</p> <p>○令和元年12月12日にNPO法人自立支援センターおおいたの実施する路線バス乗車体験会へ市公共交通担当者が参加し、障がいのある方の路線バス利用について、現状把握を行った。</p> <p>○ノンステップバスの及びリフト付（UD）タクシーの導入について、交通事業者に引き続き要請を行なうのと同時に、バス事業におけるバリアフリー車両の導入状況調査を行った。</p>			
内部評価	困難度	ノンステップバスやリフト付き（UD）タクシーの導入については、交通事業者の車両入れ替えのタイミングや経営方針によるため、すぐに車両購入にはつながらない状況。	
	達成度	ソフト面は達成できたが、ハード面は達成出来ていない。	
	総合	<b>B</b>	内部評価のポイント 交通事業者に向けた研修の実施により意識改革の面では前進している。
今後の取組	<p>今後も引き続き交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者等との共通理解のもと、輸送サービスの改善に向け、ハード面、ソフト面共に進めて行く。</p> <p>ハード面では、交通事業者のバリアフリー車両の導入促進、ソフト面では交通事業者に向けた研修を継続的に実施して行く。</p>		

外部評価			
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<p>・ハード面は資金的に大きな金額となるため、すぐには整いにくいと思います。・バリアフリー車輛の導入については、車輛購入等予算面の問題が大きく困難なのではと考える。・交通事業者に向けた研修の実施等を行いソフト面の達成はできているが、ハード面は達成できていないため。・研修を受けて考え方の変化が見えない（障がい当事者から差別扱いされたりとの報告あり）。・ニーズ把握は行っているのか。（ニーズが分からない）・利用者の声が聞こえない。</p> <p>・ソフト面での達成までには至っていないのではないかと。・利用者の声、ニーズの把握はどのようにしていくのか</p>		
助言等	<p>・ハード面は資金的に大きな金額となるため、すぐには整いにくいと思います。市民のニーズ調査は継続的に実施していただきたい。事業所向けの研修を積極的に実施し、また、事業所側からも積極的に研修希望がでるよう、研修受講事業者数によって研修済み事業所とわかるようなマークを設定すことや、継続的に研修を受講し従業員の知識や対応スキルが上がっていることを評価できるような仕組みもあるといいのでは。従業員の研修に努め、高いスキルを有する事業所には、車両買い換え時に補助金を出せるような予算組等も検討頂けるとよいかと思います。・今後もソフト面からのアプローチを継続していただきたい。・国交省が、公共交通機関のバリアフリー基準とガイドラインの見直しを検討しているとの発表もあることから、国や社会情勢を鑑みながら、取り組みを継続してほしい。・タクシーだけでなく、バス・JR等にも展開を。・現在も時間的な事もあるのか、運転手が不機嫌な顔をしたりすることがあるので、まだ考え方が浸透していないのではないかと。・乗務員全てが対応出来るスキルとして持って欲しい。（対応や介助）・研修は1日限りとならない様に。・当事者部会の活用など</p>		

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>研修の実施については引き続き、タクシー、バス、J R に対して働きかけを行ない、理解を深めていきたい。</p> <p>利用者のニーズ把握については、別府市地域公共交通網形成計画の見直しを行なう中でアンケートや乗込み調査等の実態調査を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により様子を見ている状況。別府市公共交通活性化協議会の障がい者団体代表委員を通して、利用者のニーズ等について情報共有を行なっていきたい。</p>	

プラン変更 の要否	否	
修正前	<p>別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。</p> <p>また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。</p>	
修正後		

No	14	分類	防災に関する合理的配慮（防災に関する計画）	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。		地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。		
中長期方針	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。				
年度計画	避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。				


実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布した。 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の対象者については、今年度からは高齢者福祉課を主管として月次の最新データで管理している。	
	内部評価	困難度	避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定して方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進行しない。		
	達成度	備蓄物資に関しては予定通りに購入・配置が完了。 避難行動要支援者名簿の配布に関しても完了。			
	総合	A	内部評価のポイント	計画の遂行自体は順調である。	
今後の取組	毎年度定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・個別の支援計画の作成数（達成率）がわからなかった。・「別府モデル」の確立が、ニュース等で取り上げられたり、「障がい者の防災に関する手引き」で公開されたりするなど、障がいのある方々に支援がなされている。・市民“一人の命”と考えた時に、障がい者と関係機関とを繋ぐ個別支援計画の作成は重要と考える。「システムの運用に関するルーティンを確立」については市民への周知不足を感じる。また、内部評価のところで「計画の遂行自体は順調とある」が、スピード感に若干の不安を覚える。・進んでいるが障がい当事者への浸透率が低い。・少しずつ進んでいる				
助言等	・別府市全体の要援護（支援）者の全体数、そのうち避難行動要支援者が何名か、そのうち、個別の支援計画についての承諾者数等を明確に記載していただくと、わかりやすい。・表面上は動き始めて順調に計画は進んでいるように感じます。しかし、障がい者の方からは「避難しない」「避難できない」「諦める」等の声も耳にしており、厳しい現状にどうアプローチしていくのか期待するところです。今後も順次計画を遂行していただきたい。・他課との連携を取って進めてもらいたい。・当事者部会員等のニーズを吸い上げる。・他課との連携を取ってもらいたい。・個別支援計画はどのように普及させていくか話し合いが必要。				

**評価結果をふまえた対応**

対応する 時期	今年度中	
具体的な 対応	引き続き避難行動要支援者名簿の説明を自主防災会及び民生委員に行っていく。	

プラン変更 の要否	否	
修正前	<p>(防災危機管理課) 窓口業務や手帳更新時を利用して、災害時に被る被害の説明や「災害時障がい者安心ネットワーク」のチラシを配布する。(災害時障がい者安心ネットワークは福祉フォーラム i n 別枠・速見実行委員会が事務局を担っていて、毎年災害に関する研修会等開催している)</p> <p>(障害福祉課) 避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。</p>	
修正後		

No	15	分類	防災に関する合理的配慮（減災の仕組みづくり）	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。			地域の住民・社会資源と結びつき、援護につなげる体制ができています。	
中長期方針	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。				
年度計画	減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 福祉避難所となり得る施設の検討を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）		内容		
		0円		防災・減災には自助が非常に重要であるため、その意識付けとして障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているが、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者にすべからく配布した。	
内部評価	困難度	防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。			
	達成度	ガイドブックを受取った人は、言い換えると障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。			
	総合	A	内部評価のポイント	手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。	
今後の取組	障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。 更なる、福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	・広く周知を行うという点について、方法としてはよいと思われる。手帳の新規取得、再交付、窓口相談への来訪者等の方については行き渡っていると思われるが、防災マニュアルを合冊以前に手帳の交付を受けた方等についての配布方法が不明。・ホームページでも公開されている。障がい福祉ガイドブックは、非常に分かりやすく、参考にさせてもらうことが多い。・減災・防災に向けた意識啓発を促す取り組みは、計画の妥当性があると考えます。・新規手帳取得者に広く周知されるとは思いますが、以前から取得される方の手には行き渡っているのか。・多くの方々が合冊されていることを理解できているのか。				
助言等	・広く周知を行うという点について、方法としてはよいと思われる。手帳の新規取得、再交付、窓口相談への来訪者等の方については行き渡っていると思われるが、防災マニュアルを合冊以前に手帳の交付を受けた方等についての配布方法が不明。手元に届いても、目を通し理解するに至らない方も多。内容の周知方法についての方策も必要と思われる。・「今、災害が起きたら別府市は大丈夫なのか」という不安が大きいなか、まだまだ計画に障がい者への周知や福祉避難所の施設の検討が盛り込まれている段階である。計画の中に、市民のより具体的な防災の動きに繋がるような活動を盛り込んでいただきたい。・市報などを活用し、一人でも多くの方に知っていただく。・地域との繋がりを作るためにも、障害のある方が参加する防災訓練を広げていく必要がある。				

**評価結果をふまえた対応**

対応する 時期	今年度中	
具体的な 対応	引き続き福祉避難所協定締結施設開拓に向け取り組む。	

プラン変更 の要否	否	
修正前	<p>(防災危機管理課) 防災危機管理課が福祉フォーラム i n 別荘・速見実行委員会とともに行っている「別府市インクルーシブ防災事業」を協働で行う。福祉避難所として協定を結んでいるところには、福祉事業所 B C P (事業継続計画) 作成研修会に参加してもらい、福祉避難所として活動できるよう準備してもらう。</p> <p>(障害福祉課) 減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に 3 障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。</p>	
修正後		

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態		
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				

## 実施結果及び自己評価

		経費(概ね)	0円	内容
実施した内容	令和元年度は、10月に職員採用試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebookを通じて、広報を行い、併せて、就職活動者向けのインターネットサイトに採用試験の実施情報を掲載し、広く申込者を募った。			
	また、10月の職員採用試験では、障がいを持った方を対象にした試験を実施した。その際、障害福祉課を通じて、メールで試験実施の案内を行った。			
内部評価	困難度			
	達成度	広報や採用試験時の合理的配慮は達成できたが、就労環境の整備については、着手できていない。		
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成したため。
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。 就労環境の整備については、各職場が抱える問題点を整理することから始めていく。			

## 外部評価


評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎内にて実施された試験方法や公募方法などについては評価できる。</li> <li>年度計画の文言があいまいに感じるため、もう少し絞るか、具体的にしていく必要があるのではないか。(市役所における法定雇用率の達成度を明示するなど配慮ある雇用等について評価できる指標が必要)</li> <li>受け皿の少なさを感じる。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場のユニバーサルデザイン化は実際に雇用されている方や専門家、当事者への意見聴取が望ましい。</li> <li>就労環境改善には、労働者の声を聴く機会を3S活動などで設ければ気づきが促され活性化に繋がると思う。</li> <li>緊張や劣等感等から言い出せない方も予想できるため就労時における定期的なアンケート調査や試験時のアンケート等も実施してはどうか。定着率の調査も必要か。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的 な対応	新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。	

プラン変更 の要否	要	
修正前	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。	
修正後	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。	



No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に並び、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に並び就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に並び一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)		内容		
		0円			
障害者自立支援協議会就労部会において、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に作成した、就労支援事業所の冊子内容を追加修正し、ホームページに掲載した。					
内部評価	困難度	追加事業所に呼びかけるも、なかなか情報が集まらなかった。			
	達成度	市の行事や窓口で就労事業所一覧の情報提供を行うことができた。			
	総合	<b>B</b>	内部評価のポイント	計画を概ね達成できた。	
今後の取組	就労部会で、別府市内の特別支援学校、病院関係、相談支援事業所等、B型事業所利用に興味を持っている全ての方を対象に、B型事業所フェアを計画する。				

## 外部評価

評価	<b>B</b>	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援事業所の冊子やホームページの情報については細かく追記・修正されており、評価できる。</li> <li>年度計画では事例検討をあげていたものの実施は出来ていない模様。</li> <li>周知については医療機関以外ではどの程度出来ているのかが不明なので、今後の取り組みであるB型フェア等の催しに期待。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービスに繋がっていない人を対象にするのは、条文の内容的には少し違うように感じる。希望や適正に並び就労ができていないか否かのほうが建設的な計画内容になるのではないかと。</li> <li>就労についての事例検討は、就労部会内や別府市指定特定相談支援事業所連絡会などの協力を仰ぐと良いのでは。そのうえで具体的に情報共有を図り、本人の満足度向上につなげられるように連携も必要。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的な 対応	就労支援事業所の冊子やホームページの情報については、今後も随時追記・修正を行っていく。 B型フェアの開催については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を踏まえ、状況を鑑みて実施に臨みたい。

プラン変更 の要否	否
修正前	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮（雇用創出の促進）	担当課等	職員課・障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。		障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。				
年度計画	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	
	障がい者の方を対象にした職員採用試験を実施したが、採用には結びつかなかった。				
実施した内容	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	障害者就職合同説明会にむけた面接練習の機会として、就労部会で模擬面接会を実施した。				
内部評価	困難度	(職員課)	(障害福祉課)		
	達成度	採用の機会を設けることはできたが、採用には結びつかなかった。			模擬面接会を実施したが、実際の雇用には結びついていない。
	総合	<b>B</b>	内部評価のポイント	職員課 <b>B</b>	採用試験を実施したが、雇用にはつながっていない。
			障害福祉課 <b>B</b>	模擬面接会を実施するも、一般の障害者雇用には結びついていない。	
今後の取組	(職員課) 雇用の場を確保するため、採用試験の実施に向けて取り組む。 (障害福祉課) 実施できなかった市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。				

外部評価					
評価	<b>B</b>	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用には結びついていないが雇用拡大のために必要な動きが来ている。</li> <li>・模擬面接会から就職合同説明会への出席者数や採用数もフォローしなければ実際の雇用には結びついたかどうか不明ではないか。</li> <li>・雇用する際の支援制度についての周知は企業向けか当事者向けかを分けて考えることが必要か。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな雇用の創出については障がい理解や相談連絡体制の確保など環境整備が必要ではないか。</li> <li>・民間での雇用については法定雇用率を指標にしてはどうか。また、官民間問わず法定雇用率の算定基準外で（例えば2～3時間/日から）の雇用など多様性を持った雇用形態や体験実習の機会も期待したい。</li> <li>・最終的には適正に応じた雇用の創出を視野に入れるのであれば観光課等他課を巻き込む方が良いのでは。</li> <li>・雇用支援制度については雇用側、当事者・支援者側に対象を分けて周知する方が効果的ではないか。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的 な対応	<p>(障害福祉課) 今年度は、コロナウイルスの影響で合同説明会が中止になっている。来年度以降に合同説明会が開催された際には、自立支援協議会就労部会にて合同説明会の参加人数等の把握をしたい。</p> <p>(職員課) 引き続き、障がい者の方を対象とした採用試験を実施していく予定。</p>

プラン変更 の要否	否
修正前	<p>(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。</p> <p>(障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。</p>
修正後	

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（医療に関する支援）	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関の間での連携体制は十分でない。		関係者・関係機関の間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態		
中長期方針	関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引続き検討を進める。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）		内容		
	0円				
障害者自立支援協議会就労部会において、医療機関受診者で、障がい福祉サービスに繋がっていない人を福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に、B型事業所を含む就労支援事業所の活動内容に関する情報をまとめた冊子の内容を追加修正し、ホームページに掲載した。また、障害者自立支援協議会地域移行分科会において、市内の精神病院でその病院の関係者を対象とした地域移行支援及び地域定着支援についての研修を行った。					
内部評価	困難度				
	達成度	計画とは異なる方法ではあるが、医療機関との連携、障害や障害福祉サービスへの理解を深めてもらうことができた。			
	総合	B	内部評価のポイント	医療機関に障害福祉サービスの周知ができたが、合理的配慮の推進までには至らなかった。	
今後の取組	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医師会にアンケートを取る等の方法により、医療機関において求められる合理的配慮について検討を進める。				


## 外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・医療と福祉の連携や合理的配慮については障害福祉サービス利用者の増加にともなって向上傾向にあると思われる。継続して活動を行ってほしい（成果についての指標がなく、判断が難しいが）。 ・アンケートをもとに、求められている合理的配慮についてどう実現させていくつもりなのかが見えない。医療機関において求められる合理的配慮については今後も検討が必要。				
助言等	・自立支援協議会委員には別府市医師会も参加いただいているので、研修時に合理的配慮や障がい福祉サービスの周知をさせてもらうことを期待したい。 ・市の保健師と協働で配慮事項など協議する場があってもいいと思う。 ・医療機関への通院におけるバリア（移動手段、待合室の環境、診断書等の料金等）も考慮すべきか。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な 対応	アンケートの結果を踏まえて、受診時の交通手段の支援等も含めたニーズの把握に努め、医療分野での合理的配慮の推進のため検討を進める。

プラン変更 の要否	否
修正前	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引き続き検討を進める。
修正後	

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（緊急事態の際の対応の確立）	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。			常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態	
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつぎ実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター 法定外短期入所委託料154千円
	<p>①委託相談支援事業所（4ヶ所）を、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての機能を充実させ、各事業所で夜間や休日も含めた24時間体制の支援づくりをし、緊急事態の際の対応を整備した。</p> <p>②虐待等の一時避難として既に4法人と委託契約を結んでいるが、更に3法人と令和2年4月1日付で委託契約予定であり、社会資源の充実に努めた。</p> <p>③大分県「精神科救急電話相談センター」について、当市のホームページに掲載した。</p>			
内部評価	困難度	予算の確保		
	達成度	計画を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	予算の確保、社会資源の周知に努めた。
今後の取組	緊急時の際の連絡先の周知			

## 外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算組みや虐待防止の避難先増については十分ではないものの非常に評価ができる。</li> <li>・事業所一カ所に負担の集中しない体制整備ができていと取れる。</li> <li>・基幹相談は夜間や緊急の際に相談窓口として機能できているが、緊急事態の対応については相談のみでは困難なこともあるのではないかと。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、医療のほか協議会委員である東部保健所や警察の協力もあると良いのではないかと。</li> <li>・緊急連絡網という相談の受け先につながる事の出来るホットラインのようなものを作成してはどうか。</li> <li>・助言内容や評価内容について地域生活支援部会や相談支援連絡会とも連携が必要かと。</li> <li>・緊急時の際の連絡先の周知徹底を図るため、各事業所にメーリングリストにより定期的な周知を図ってはいかがでしょうか。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的な 対応	緊急時の連絡先について、指定特定相談支援事業所へ周知したい。

プラン変更 の要否	否
修正前	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつぎ実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。
修正後	



No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（保健事業・医療支援の利用円滑化）	担当課等	健康づくり推進課・障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。		健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。		
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずに助成が受けられる仕組みを構築する。				
年度計画	(健康づくり推進課)保健事業（検診や予防接種、健康教室、相談業務）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどし、わかりやすく広報する。 (障害福祉課) 重度医療費助成制度について、来庁せずに助成が受けられる自動償還払が10月受診分より開始する。円滑な制度移行に向けた広報等により周知を図る。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康づくり推進課)	経費(概ね)	0円	内容	
	①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる検診実施先を市報等で広報している。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げとテロップを併用するなどしてより分かりやすくしている。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	1,944,000円	内容	自動償還払い対応業務に係るシステム改修費
	新制度に対応するためのシステム改修、広報のためのチラシ配布、条例・規則の改正、新制度対応の受給者証交付をスムーズに実施。				
内部評価	困難度	(健康づくり推進課) より分かりやすく、幅広く広報することが困難であった。		(障害福祉課) なし	
	達成度	市報にて周知を行っているので、当初の計画は達成できた。		当初の計画は達成できた	
	総合	B	内部評価のポイント	健康づくり推進課 B 障害福祉課 A	困難な事情があつつも、概ね計画を達成しているため。 概ね計画通りに完了したため
今後の取組	(健康づくり推進課) 各健診機関で障害に応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障がいのある人等配慮を要する人が安心して検診を受けられるよう、検診委託先と情報共有し、市報など多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課) 自動償還制度を今後も(大きな)問題なく遂行できるよう、県や各市町、医療機関等と連携を取る。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビでのお知らせ(読み上げテロップの併用も)や市報、facebookの活用については評価できる。</li> <li>・自動償還払いについては多くの人の負担軽減につながる取り組みであり、高く評価できる。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この制度の周知に限った話ではないが、現在情報収集の根幹をなしつつある携帯電話を利用して広報をすべきではないか(LineやTwitter等SNSを利用するなど)。</li> <li>・新制度の周知については特定相談支援事業所連絡会を活用してはどうか(メーリングリストも含む)。</li> <li>・できるなら今後は償還払いではなく現物給付についても検討してもらいたい。</li> </ul>				

**評価結果をふまえた対応**

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>(障害福祉課) *現時点では新制度開始の予定なし *現物給付については、これまで幾度となく検討されるも大分県においては実施不可となっている。</p> <p>(健康づくり推進課) 各健診機関で障害に応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障がいのある人等配慮を要する人が安心して検診を受けられるよう、検診委託先と情報共有し、市報など多様な方法で周知を行う。</p>	

プラン変更 の要否	否	
修正前	<p>(健康づくり推進課)保健事業（健康診査等）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどして、わかりやすく広報する。</p> <p>(障害福祉課) 重度心身障害者医療費助成制度について、自動償還払いを円滑に処理し、改善点等あれば早急に対応す</p>	
修正後		

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（統合保育・統合教育の実施）	担当課等	子育て支援課・学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。		ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。				
年度計画	(子育て支援課)保育コーディネーターの市内での連携を図り支援体制を整えたい。 (学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園、小・中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥30,000	内容	研修会講師料	
	複雑な環境におかれた特別な配慮を要する乳幼児や家庭に対する適切な対処方法や専門機関との連携方法を学ぶため、保育コーディネーター認定保育士の増員を図るとともに、すでに認定を受けている保育士については、フォローアップ研修に参加することで一層の活動の充実を図った。また、市の単独事業として、発達障がいや精神疾患など困難を抱える保護者の援助技術についての全体研修会を実施した。					
実施した内容	(学校教育課)	経費(概ね)	52,326,000円	内容	支援員賃金(4~3月分) 決算見込額	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小・中学校にいきいき支援員を前期(4~9月)は46人、後期(10~3月)は48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導を行った。</li> <li>・支援員を対象とした研修会を2回実施し、支援員のスキルアップを図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回(6月19日)説明「いきいき支援員の役割と子どもへの支援の在り方」 説明者 学校教育課指導主事 長嶺敏雄 講義「支援が必要な子どものかかわり」 講師 別府市総合教育センター 相談員 森田小百合</li> <li>○第2回(12月17日)講義「通常学級における発達障がいのある児童生徒の理解と支援」 講師 大分県教育センター 指導主事 伊達洋介</li> </ul> </li> <li>・支援員増員に向けて予算要求を行った。</li> </ul>					
内部評価	困難度	(子育て支援課)	特別な配慮を有する乳幼児や家庭は増えるが、保育士不足のため		(学校教育課)	・増員のための予算確保。 ・人員の確保(支援員希望者の不足)。
	達成度	保育コーディネーター認定保育士の増員とスキルアップを図るとともに、全職員を対象とした研修会及び園内研修を実施して、職員全体の資質向上を図り、保育所の機能強化に繋がった			前期は定員に満たなかったため欠員が生じたが、継続した募集により後期は定員の48名を確保することができた。	
	総合	A	内部評価のポイント	子育て支援課 A	保育コーディネーターの養成と活用により、多様な保育サービスを提供できる体制づくりに繋がった。	学校教育課 A
今後の取組	<p>(子育て支援課)・継続して、保育コーディネーターの養成と全職員を対象とした研修会を実施するとともに、保育コーディネーターの地域連絡会の実施に努めたい。</p> <p>(学校教育課)・令和2年度も、48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。</p> <p>・令和3年度の支援員増員に向けて予算要求をするとともに、人員確保に努める。</p>					

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育コーディネーターの存在や実務実績が不透明。保育園によって機能の実態が異なっているのではないかと</li> <li>・支援員の人数は充足していないと思われる。実際に支援を受けている児童生徒の他にも、支援が必要な児童生徒が居るが、支援員の人数は限られており、必要な支援が受けられていない児童生徒や保護者の声がある。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育コーディネーターの方々には、保育園の横のつながりだけでなく、関係機関との連携を図ることのできる存在として活躍して欲しい。</li> <li>・支援員さんについては、人数についても、対応内容等についても支援を受ける側の充足度の確認も必要では。</li> </ul>				

**評価結果をふまえた対応**

<p>対応する 時期</p>	<p>今年度中</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>(子育て支援課)・公立保育所で支援を要する児童を積極的に受け入れるとともに、大分県発達障害者支援センターECOALや別府発達医療センターと連携を取りながらスーパーバイザー(4名)、保育コーディネーター(17名)が情報交換や事例検討を毎月1回行い、保育コーディネーターの育成に努めている。 (会場:別府発達医療センター) (学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員増員に向けて予算要求をする。</li> <li>・各園学校において支援の必要な園児児童生徒の把握をきめ細やかにいき、支援員の園児児童生徒の担当を、子どもの状態に合わせ柔軟に変更し、支援の必要な園児児童生徒に対応する。</li> </ul>	

<p>プラン変更 の要否</p>	<p>要</p>	
<p>修正前</p>	<p>(子育て支援課)保育コーディネーターの市内での連携を図り支援体制を整えたい。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を年2回開催する。</p>	
<p>修正後</p>	<p>(子育て支援課)関係機関と連携を取りながらスーパーバイザーや保育コーディネーターとの情報交換や事例検討を行い更なる質の向上と有資格者の増員に努める。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。</p>	

No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（教職員への研修実施）	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。		➡ 🏠	教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態	
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	市主催の特別支援教育コーディネーター研修及び特別支援教育担当者研修会を実施した。また、県教育センターで開催する研修にも参加しスキルアップを図った。 ○第1回特別支援教育コーディネーター研修（7月11日）【参加者：44名】 ・講義「通常学級における個別の指導計画の作成と活用について」 講師 大分県教育センター 特別支援教育部 指導主事 後藤邦崇 ・説明 就学転学指導について、相談支援ファイルについて 説明者 学校教育課指導主事 長嶺敏雄 ○第2回特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育担当者研修（1月24日）【参加者：75名】 ・講義「子どもの困りの見取り方と発達段階に応じた適切な支援」 講師 大分県教育センター 特別支援教育部 部長 升井淳二 ・各学校（園）間における情報交換	
	内部評価	困難度	学校現場を離れての研修は、時間的に制約があり、長期休業中も各種の会議、研修会研修時間の確保が困難である。また、研修内容を各学校（園）に還元することの徹底も課題である。		
達成度		特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する個別の指導計画の作成や相談支援ファイルの活用を通じた関係機関との連携等、個別の支援に関する理解を深めた。個別の指導計画の作成率の向上も見られた。			
総合		A	内部評価のポイント	研修会を通して、個別の教育支援計画の作成及び指導計画の理解が進んだため。	
今後の取組	令和2年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校（園）内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・活動内容は実行されているが、教職員の障害に対する理解を十分に有する状態にするには、各学校のコーディネーター研修 → 学校内での伝達 と言う方法も有効と思われるが、現在、全ての学校、多くのクラスに支援が必要な児童生徒が在籍している状況から、全員の教員の障害に対する理解の向上や指導・対応力をより高める目的で、各学校で専門的な研修を受けられる体制づくりも必要と思われる。・県教委の研修等が実施されている。・障がいに対する理解を深めるためにも、特別支援教育コーディネーターの研修会の実施は計画の妥当性があると考えられる。研修を通して障がいに対する理解が進んでいると思われる。「スキルアップを図った」とあるが、確認方法が不明。・研修を受けた人の温度差を感じる。・特別支援教育コーディネーター研修は行っているが、他の教職員へはどのような対応で障害の理解を共有しているのかわからない。				
助言等	・子どもから大人まで繋がる支援体制づくりをしてもらうために、研修会を通して今後も障がいに対する理解を深め、特別支援学校、小学校、中学校等と関係機関と連携した支援体制づくりの構築を図っていただきたい。・研修の人員に対して理解度・スキルアップはどのようなのか。・研修内容の再考は必要ではないか。・特別支援教育コーディネーター研修を受けていない、教職員への対応はどうしていくのか検討が必要。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な 対応	研修会の実施後に、参加教員に対してアンケートを行い、研修を行うことで、障がいに対する理解が深まったか、スキルアップが図れたか、研修内容は有意義なものであったか等の検証を行う。

プラン変更 の要否	否
修正前	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。
修正後	

No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（学校間の連携及び調整の推進）	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	150,000円	内容	連携協議会委員謝礼金 50,000円 相談支援ファイル用消耗品 100,000円
	<p>・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。</p> <p>○第1回（8月1日） 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について ・各関係機関と学校における連携のあり方について ・合理的配慮の提供と個別の教育支援計画について ・相談支援ファイルの活用について</p> <p>○第2回（2月20日） 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について ・各関係機関と学校における連携のあり方について ・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について</p> <p>※委員は、大学、病院、療育、健康づくり推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課、幼・小・中学校関係者19名</p> <p>・特別な支援が必要な園児・児童・生徒（就学相談参加者、特別支援学級在籍者等）の保護者向けに相談支援ファイルを約100冊作成した。</p>			
内部評価	困難度	<p>・相談支援ファイル100冊の印刷・製本を課内で行ったため、作業量が多く人手が必要だった。</p> <p>・連携体制を構築するための個人情報の扱いと保護者との合意形成が困難である。</p>		
	達成度	別府市特別支援連携協議会を年2回開催し、各関係機関と学校における連携体制及び市内の園児児童生徒に対する合理的配慮の提供と個別の支援のあり方について協議することができた。また、作成した支援ファイルを市内の特別な支援が必要な園児・児童・生徒に配布することができた。		
	総合	B	内部評価のポイント	各機関と学校における連携体制作りを目指したが、具体的な体制づくりにまでは至らなかった。
今後の取組	令和2年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、幼稚園・保育園・未就園児で就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。 特別支援連携協議会で各機関と学校における連携体制作りについて引き続き協議し、よりよい支援体制づくりを目指す。			

## 外部評価


評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	<p>・引き続き、より良い支援体制づくりに取り組んでいただきたい。・特別支援学校と小学校、中学校等との連携は必要と考える。「別府市特別支援連絡協議会」を開催し連携を図ったり、相談支援ファイルを作成、配布を行っているが、市民への周知や具体的な体制づくりはこれからのように感じためB評価とした。・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用が充実しているようには思えない。協議会は開催しているが、体制づくりは出来ていない。実務者レベルでの体制も必要ではないか。目標と年度計画が結びついていない様に思える。・年2回の開催では連携強化が出来ていない。・特別支援教育コーディネーター研修は行っているが、他の教職員へはどのような対応で障害の理解を共有しているのかわからない。</p>				
助言等	<p>・関係機関との連携は、是非お願いしたい。支援が必要な児童・生徒、その後家族への支援の問題や、不登校についての課題等についても、こども支援部会等と繋がっていただきたい。・具体的な体制づくりが行われるよう活動を継続していただきたい。・協議会以外の方法はないのか。・全ての小・中学校の先生が来ているのか。・各学校間等の連携がとれて具体的な方法はとれないのか。・ゆけむりんの配布が県立には行き届いていない。（大分市では全て配布している。）・幼稚園・保育園に話がいてないのではないのか。・特別支援教育コーディネーター研修を受けていない、教職員への対応はどうしていくのか検討が必要。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降
具体的な 対応	支援ファイル「ゆけむりん」の作成を引き続き行い、市民への周知や配付を進めていく。

プラン変更 の要否	否
修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。
修正後	



No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		 芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	平成30年度国民文化祭/障害者芸術文化祭後の大分県主催地域ミーティングにて、他市町村や支援学校、アート関係者らと連携し、情報交換や今後の取り組みを検討。それに基づき、別府市アール・ブリュットの芽ばえ展の今後の継続の仕方を実行委員会の中で模索し、今年度も開催する予定。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきポッチャ、水泳、バレー教室を委託により引続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	5,441,000円	内容	(芸術文化)・アール・ブリュットの芽ばえ展254,000円・湯にば～さるアクション5,187,000円
	(芸術文化)令和元年11月5日～11月15日別府市役所1階にて「別府市アール・ブリュットの芽ばえ展」(作品展示)を開催。 令和元年11月10日福祉まつりにて「別府市アール・ブリュットの芽ばえ展」(ワークショップ)を開催。 10:00～12:00 絵手紙教室 原野 彰子氏 12:00～14:00 革細工教室 井上 勝則氏 (スポーツ)引き続き、ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室を委託により開催し、障がいのある人の社会参加の推進を図った。			
内部評価	困難度			
	達成度	(芸術文化) 芸術文化活動への参加が促進され、障がいのある人とない人との相互理解が深まった。 (スポーツ) ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室を委託により開催し、障害がある人の社会参加の推進を図った。		
	総合	A	内部評価のポイント	
今後の取組	(芸術文化) 国民文化祭事業のイベントとして内容を拡充し、障害者芸術の推進を図れた。文化祭のレガシーとしてこうした取り組みを継続するため、今後の継続の仕方を実行委員会などと検討をしていく。(スポーツ) ニーズ調査に基づき引き続き、スポーツの教室を委託により開催し、より多くの人に参加できるよう広報活動に力を入れる。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	指導員の育成支援の実施状況が見えない。別府市アールブリュットの芽生え展を継続し、障がい児者の作品発表の場が提供されている。指導員の確保という目標があるが、実施した内容に確保された内容で2名の方がのみでAとなっている点。				
助言等	指導員育成の仕組み作りから始める必要があるのではないか。一般の市民に開放されている体育館に、だれもが障がい者スポーツができる環境整備をする。道具の整備、ポッチャ競技等各競技に必要なコートラインを作成する。継続できることを望む。指導員の確保等について、そういった点で確保する為の取組みを行なうのか？				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	指導員の過不足について、関係団体から意見を聴取し、必要な支援策を講じたい。	

プラン変更 の要否	要	
修正前	平成30年度国民文化祭/障害者芸術文化祭後の大分県主催地域ミーティングにて、他市町村や支援学校、アート関係者らと連携し、情報交換や今後の取り組みを検討。それに基づき、別府市アール・ブリュットの芽ばえ展の今後の継続の仕方を実行委員会の中で模索し、今年度も開催する予定。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきボッチャ、水泳、バレー教室を委託により引続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。	
修正後	コロナ禍で今年度実施できないアール・ブリュットの芽ばえ展等について、次年度以降の実施方法を検討したい。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきボッチャ、水泳、バレー教室を委託により引続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。	

No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態		親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態		
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるように必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	<p>・親亡き後等の問題解決策検討結果報告書に記載された問題解決のための10の施策のうち、</p> <p>①区分認定調査の際に、将来の、地域意向等聞き取りを行った。</p> <p>②地域生活支援部会による、障害福祉施設従事者等の資質向上を目的とした施設訪問型研修(内容:ともに生きる条例、虐待防止)を計11回実施。</p> <p>③障害者週間(令和元年12月3日～12月9日)に、別府市役所1階にて、これまでの親亡き後等の問題に関する検討結果や印刷等の展示を行った。</p> <p>④令和元年12月7日(土)別府市役所レセプションホールにて、当事者部会、地域生活支援部会主催による「親亡き後フォーラム」を開催(来場者数:約100名)。</p>	
	内部評価	困難度	論点が多く、予算、人材不足等、様々な課題がある。		
	達成度	①については、計画通り実施できた。②障がい福祉施設従事者の専門性の向上が図られた。③参加者においては、親亡きの問題に関する当市の取組や相談機関等の社会資源を知る機会となるとともに、主催の当事者部会、地域生活支援部会においては、これまでの取組の振り返り及び今後の活動指針が明確となったことで、問題解決に向けた取組を加速される機運が醸成された。			
	総合	A	内部評価のポイント	困難な事情があつつも、計画を概ね達成できたため。	
今後の取組	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるように必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。				

## 外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	親亡き後の不安軽減の対策として、年度計画が妥当ではない。実施②と③の効果が不安軽減にどうつながったか成果がわかりにくい。当事者部会や地域生活支援部会を中心とした啓発事業を継続する。親亡き後等問題解決策検討委員会の提言の課題解決へ引き続き取り組んでいく。一定の取組は評価できるが、不安解消には至っていない。権利擁護の業務に携わっている者として、権利擁護(成年後見制度)を切口とした支援体制の整備の必要性を強く感じる。障害者支援施設等に入所している人に対してより、重要な事は在宅で生活している障害者の問題ではないか。				
助言等	在宅者の意向や具体的な課題の把握が必要なのは。連携機関がスムーズに連携が図れるように支援していく。権利擁護の体制づくりに行政の力強い支援をお願いしたい。在宅で生活する障害のある人に対する「親亡き後等の問題」の解決に向けての計画を。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	障がい者計画策定に伴うアンケート調査の結果を踏まえ、必要な支援策を検討する。	

プラン変更 の要否	要	
修正前	障害者支援施設等に入所している方の認定調査の際に、将来、地域での生活を希望するか等、意向確認を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められている機能を拡充させ体制強化に努める。	
修正後	別府市障害者自立支援協議会各部会において、親亡き後等の問題の解決策を検討する。	